

令和7年第10回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第10号)

招 集 年 月 日	令和7年10月29日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和7年10月29日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和7年10月29日 14時40分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	△
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	8 番	影井 伊久美	
	9 番	笠井 清孝	

会議に付した事案

[illegible]

事務局	確認します。
議長	その他、質疑ありませんか。 (質疑なし)
議長	それでは議案第 64 号は申請のとおり、質疑なしと認めます。 それでは、議案第 64 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 64 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第 65 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	議案第 65 号の説明をいたします。議案書の 8 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[]、氏名が[]さん。耕作面積は 1,756 m²。譲受人の住所は[]、氏名が[]さん、耕作面積が 15,240 m²となっております。権利の内容につきましては、売買による所有権の移転となります。申請地は大字戸河内、字福田、地番が 536 番地、537 番地 3、537 番地 10、537 番地 11。地目は田で合計面積が 1,433 m²となっております。理由につきましては、譲渡人は売却を希望しており、譲り渡す。譲受人は耕作をするため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて、9 番委員より説明をお願いします。
9 番委員	はい。議案第 65 号について説明いたします。議案書 8 ページ、図面 9、10 ページをご覧ください。本事案は、譲渡人[]さんから譲受人の[]さんへの売買による所有権移転事案です。10 月 23 日、譲受人の[]さんに電話をして現地を確認してきました。申請地は役場より東へ 1.5 キロの場所になります。譲渡人の[]さんは、耕作地の売却を希望しており、耕作地を拡大したい[]さんに譲り渡されたいとのことです。[]さんはこれまで周辺地域で農業をされており、農機具もお持ちです。このように周辺の農地利用に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断しました。審議のほどよろしくお願いたします。
議長	それでは、議案第 65 号について審議に入ります。議案第 65 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 65 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 65 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 66 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい議案第 66 号の説明をいたします。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は、[REDACTED]。氏名が [REDACTED] さん。耕作面積が 1,008.37 m ² 。譲受人の住所が [REDACTED]、氏名が [REDACTED] さん。耕作面積が 6,767 m ² です。権利の内容は、売買による所有権の移転となります。申請地は大字下殿河内、字横應寺 642 番地、字水刈 805 番地 1、805 番地 2、806 番地 2、826 番地 1。地目はそれぞれ畑で合計面積が 1,008.37 m ² となっております。理由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難のため譲り渡す。譲受人は耕作をするため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて 7 番委員より説明をお願いします。
7 番委員	はい。議案第 66 号の説明をします。議案書 11 ページをご覧ください。図面は 12、13、14 ページです。場所は旧殿賀小学校より北へ 100 メートルと 250 メートルくらいのところです。10 月 22 日に行政書士の [REDACTED] さんに電話確認し、24 日に譲受人の [REDACTED] さんと現地確認を行いました。この案件は、[REDACTED] さんと [REDACTED] さんはいとこ同士であり、譲受人は現在まで対象の農地を耕作管理されております。譲渡人は遠方に居住されており、耕作が難しいとのことでした。また、分家から本家へ正式に譲渡するということでした。このように申請地含め、周辺の農地利用に影響はありません。以上、農地法第 3 条各号に該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 66 号について審議に入ります。議案第 66 号について、質疑ありませんか。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 66 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 66 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは、議案第 67 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 67 号の説明をいたします。農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は [REDACTED]。氏

	名が■■■■さん。申請地は大字土居、字福田、地番が566番2。地目が田で面積が23㎡。理由につきましては墓地にするためとなっております。以上です。
議長	続いて9番委員より詳細説明をお願いします。
9番委員	議案第67号について説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。図面は16、17ページです。10月20日に問い合わせ先の■■■■行政書士と電話で確認後、現地調査をしてきました。本事案は申請者の■■■■さんによる、墓地への転用事案です。申請地は安芸太田町役場より東に1.5キロに位置しております。■■■■さんは申請地の一部を墓地にしたいとのことです。事業規模から見て適切な面積であり周辺の営農状況に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第67号について審議に入ります。議案第67号について、質疑ありませんか。
議長	この566番2の23㎡とは、どの辺になっているのでしょうか。
事務局	申し訳ございません。 566番地の地図が古いので、地図の左下角に566番2を分筆して、この度申請をされております。
議長	できれば、その地図が添付してもらえればありがたい。
事務局	今後は地図に手書きさせていただきます。
議長	その他、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第67号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第67号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第68号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	議案第68号の説明をさせていただきます。議案書18ページになりますが、令和8年度安芸太田町の農業施策に対する建議についてになります。資料1の建議書の案及び本日お配りしております。資料の1-2というものがありますので、こちらが昨年からの変更点を見え消しにしたものになりますのでご覧ください。まず、資料1について読み上げます。1.担い手の確保、育成対策につい

	てです。1. 高齢化の進行により、自身で耕作できない農地所有者が増加している。作業委託しようにも受託可能なものが少ないのが現状であり、このままでは耕作放棄地の増加が懸念される。については、作業受託に係る支援策を検討すること。2. 担い手農家のニーズを把握し、必要に応じて集積や就農意欲者とのマッチングを支援すること。3. 令和 7 年度に策定する地域計画について、新たな担い手の掘り起こし、及び既存の担い手ニーズに応じた地域密着の地域計画となるよう、継続して見直しを行っていくこと。4. 安芸太田町独自小規模出荷農業者認定制度を広く町民に広報し、経営が十分可能となる支援策を要望する。後継者の就農は、農業分野のみならず町の人口流出に歯止めをかける意味でも意義があると考えます。としております。2. について、昨年の内容に対して担い手のニーズに応じた集積やマッチングという文言へ変更させていただいております。次に 2. 中山間地域の農産物振興についてです。中山間地域等直接支払制度が第 6 期を迎え、今年度 38 組織が認定を受けております。井仁、寺領・月の子地域では、棚田地域振興活動計画を策定し、棚田の保全を通じた多面的機能の増進や農業を通じた都市部との交流を計画しています。中山間地域では高齢化が進む中、平地に比べ自然的、経済的、社会的条件が不利なことから、担い手の減少や荒廃農地の増加が懸念されている。棚田をはじめとする町内の農地を通じた関係人口の創出・拡大等、地域振興の発展に資する取組を要望する。こちらは新しく記載したものになります。続いて 3. 鳥獣害防止対策について、有害鳥獣による農作物の被害は農業従事者の意欲低下に直結すると考える。については、有害鳥獣被害防止を図るため、令和 8 年度予算において有害鳥獣対策に係る道具等の購入に係る補助について措置されるよう要望する。こちらは昨年度と同様になります。最後に、4. 農業委員会の組織強化及び農業委員会活動に対する予算措置についてです。農地法等の法令事務のほか、農地利用の最適化の推進に向けた活動、地域農業者支援活動等、農業委員会の役割と重要性は増しており、調査研究活動、先進地域視察研修等への支援及び農業委員会事務局機能の拡充を要望する。としております。こちら昨年度からの継続となります。なお、昨年度までは畜産農家への支援として物価高騰による補助を記載しておりましたが、令和 6 年、7 年と 2 年間必要な支援を行いました。今後もその他のところで支援を行うため、来年に向けてこちらは除外としております。本日、建議内容についてご審議をいただき、その後、建議内容を取りまとめ、11 月に町長と会長、事務局とで建議の提出の場を設けるように考えております。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第 68 号について審議に入ります。議案第 68 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 68 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長	挙手多数でありますので、議案第 68 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項が 2 点ございます。 1 点目に農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 2 件出ております。資料 2 をご覧ください。安芸太田町の■■■さん、■■■さんからの相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。 次に今年度の先進地視察研修についてですが、現在福岡県のうきは市にある「道の駅うきは」で受け入れについて調整を行っております。「道の駅うきは」の特徴としては、旅行情報誌の九州じゃらんで 2016 年から 2024 年まで 9 年連続でみんなが好きな道の駅ランキングにおいて総合 1 位に選ばれている活気ある道の駅です。産直市では果物が有名で先進的な取り組みについても学ぶ事が多いのではないかと考えております。日程も調整中ではございますが、12 月 22 日（月）、23 日（火）の見込みです。詳細が決まりましたら改めてご連絡と出欠の確認をお送りさせていただきます。報告は以上となります。
議長	今の報告事項について、質疑はありませんか。
議長	これは自己負担はなしなのでしょうか。
事務局	見積もりが出てからにはなりますが、できる限り少ないようにしたいと考えております。
議長	他に質疑ありませんか。 （質疑なし）
議長	質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和 7 年第 10 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。（14：40） 以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。 議 長

	8 番委員
	9 番委員